第 20 号の３様式記載の手引

1　この申告書の用途等

(1) この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。

(2) この申告書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の市町村長に１通を提出してください。

2　各欄の記載のしかた

欄	記　載　の　し　か　た	留　意　事　項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2　金額の単位区分(けた)のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3「法人番号」	法人番号(13 桁)を記載します。	
4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、２以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
6「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、２以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
7「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、(　)内には、当該事業年度又は連結事業年度開始の日から６月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。 ＊　通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から６月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を（　）内に記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書(別表５(1))の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します(かっこ内は除きます。)。
8「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書(別表５(1))の「Ⅱ　資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1)　連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。)　法第 292 条第１項第４号の２ロ又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和２年旧法」といいます。）第 292 条第１項第４号の５ロに定める額 (2)　連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。)　令和２年旧法第 292 条第１項第４号の５ハに定める額 (3)　保険業法に規定する相互会社　政令第 45 条の４において準用する政令第６条の 24 第２号若しくは第３号又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和２年政令第 264 号）による改正前の政令（以下「令和２年旧政令」といいます。）第 45 条の５において準用する令和２年旧政令第６条の 25 第２号若しくは第３号に定める金額	

欄	記　載　の　し　か　た	留　意　事　項
10「予定申告税額②」	(1)　①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。 ＊　通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第 321 条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。 (2)　この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
11「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に 100 円未満の端数があるとき又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
12「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
13「　円×$\frac{⑤}{12}$　⑥」	(1)　この金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。 (2)　指定都市に申告する場合は、「指定都市に申告する場合の⑥の計算」の欄の合計額又は第 20 号様式別表4の3の「計」欄の金額を記載します。	均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。
14「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	当該事業年度又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。 ＊　通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の従業者の数を記載します。	
15「前事業年度の法人税割額の明細」（⑨から⑲までの各欄）	(1)　⑨から⑯までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。 (2)　⑨の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第 20 号様式の⑤の欄の金額を記載します。 (3)　⑱の欄は、⑨の欄のかっこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。 (4)　市町村内に恒久的施設を有する外国法人の⑨から⑯までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の第 20 号様式別表1の2に記載した法人税法第 141 条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の合計額を記載します。	2以上の市町村に事務所等を有する法人の⑱の欄は、⑩の欄の金額に⑨の欄のかっこ外の金額に対する同欄のかっこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。
16「通算親法人の事業年度の期間」	通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度の期間を記載します。	
17「法第 15 条の4の徴収猶予を受けようとする税額」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。	

18「指定都市に申告する場合の⑥の計算」	指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。 (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。 (2) 「※区コード」の欄は、記載する必要はありません。 (3) 「従業者数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在における従業者数を記載します。	11 以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず、第 20 号様式別表４の３を添付してください。

3 府中市の税率表

法人税割の税率

資本金の額または出資金の額	平成 26 年 9 月 30 日以前に開始する事業年度の税率	平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度の税率	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の税率
１０億円以上の法人及び保険業法に規定する相互会社	１４．７％	１２．１％	８．４％
５億円以上１０億円未満の法人	１３．５％	１０．９％	７．２％
５億円未満の法人及び上記以外の法人	１２．３％	９．７％	６．０％

均等割の税率

資本金等の額 ※1	府中市分の従業者数の合計	税率（年額）
50 億円超	50 人超	３，０００，０００円
	50 人以下	４１０，０００円
10 億円超 ～50 億円以下	50 人超	１，７５０，０００円
	50 人以下	４１０，０００円
1 億円超 ～10 億円以下	50 人超	４００，０００円
	50 人以下	１６０，０００円
1,000 万円超 ～1 億円以下	50 人超	１５０，０００円
	50 人以下	１３０，０００円
1,000 万円以下	50 人超	１２０，０００円
	50 人以下	５０，０００円
上記以外の法人 ※2		５０，０００円

※１ 「資本金等の額」は、原則、法人税法第２条第１６号に規定する資本金等の額または同条第１７号の２に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額）をいいます。
ただし、平成２７年４月１日以後に開始する事業年度から、地方税法第２９２条第１項第４号の５に規定する無償増資・減資等を行った場合は、上記の「資本金等の額」に調整を行った後の額となります。

※２ 公共法人（法人税法別表１に掲げる法人）及び公益法人（同法別表第２に掲げる法人及びＮＰＯ法人等（独立行政法人であって収益事業を行うものを除く。））、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人など資本金の額又は出資金の額を有しない法人（相互会社を除く。）。

＜問い合わせ先＞
府中市市民部市民税課諸税係
042-335-4440